四 号

平 成三十 年

)

四八

月二十六日

金曜日

目

次

規

則

○規

則

大分県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年四月二十六日

大分県知事 広 瀬

勝 貞

大分県規則第二十七号

大分県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

ように改正する。 大分県中小企業高度化資金貸付規則(昭和四十三年大分県規則第三十八号)の一部を次の

リース事業の項、企業合同事業の項、集団化事業の項及び集積区域整備事業の項中「〇・五 項、総合効率化計画認定グループ事業の項、施設集約化事業の項、共同施設事業の項、設備 別表第三の経営革新計画承認グループ事業の項、下請振興事業計画承認グループ事業の

○パーセント」を「○・四五パーセント」に改める。 別表第四の地域産業創造基盤整備活性化事業の項及び商店街整備等活性化支援事業の項中

「○・五○パーセント」を「○・四五パーセント」に改める。

附 則

(施行期日等)

この規則は、公布の日から施行する。

1

2 付けから適用する。 この規則による改正後の別表第三及び別表第四の規定は、平成三十一年度分の資金の貸

平成三十一年四月二十六日

大分県報号外(規則